

議案第113号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

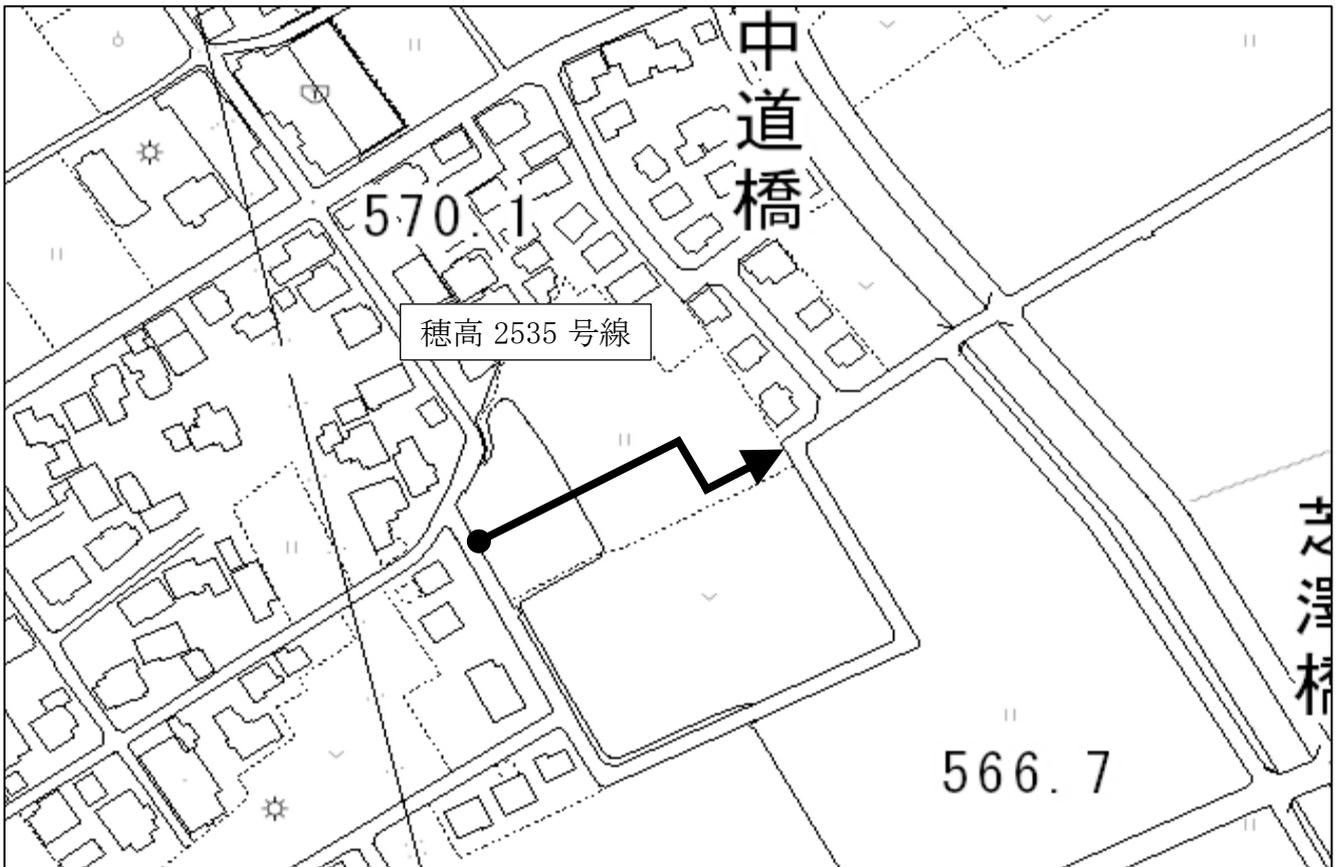
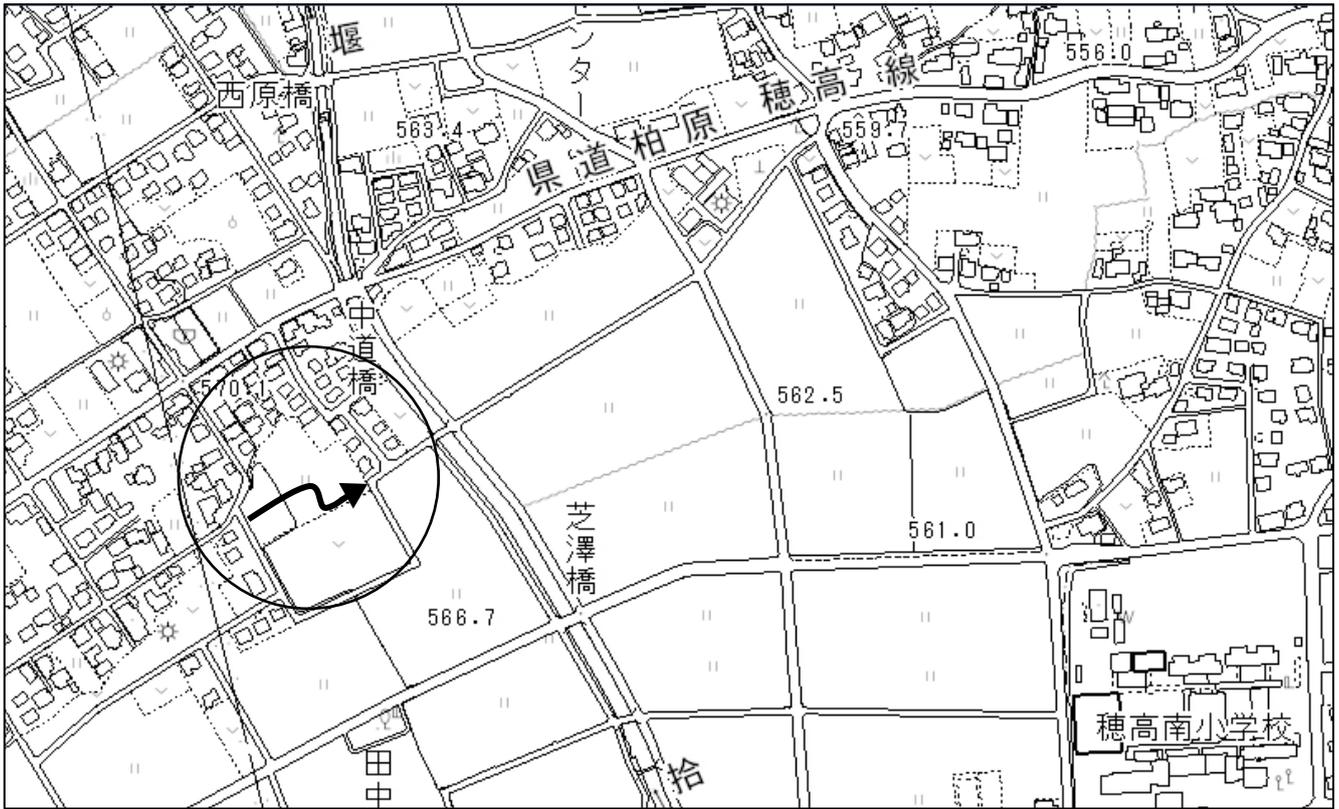
令和5年12月4日 提出

安曇野市長 太田 寛



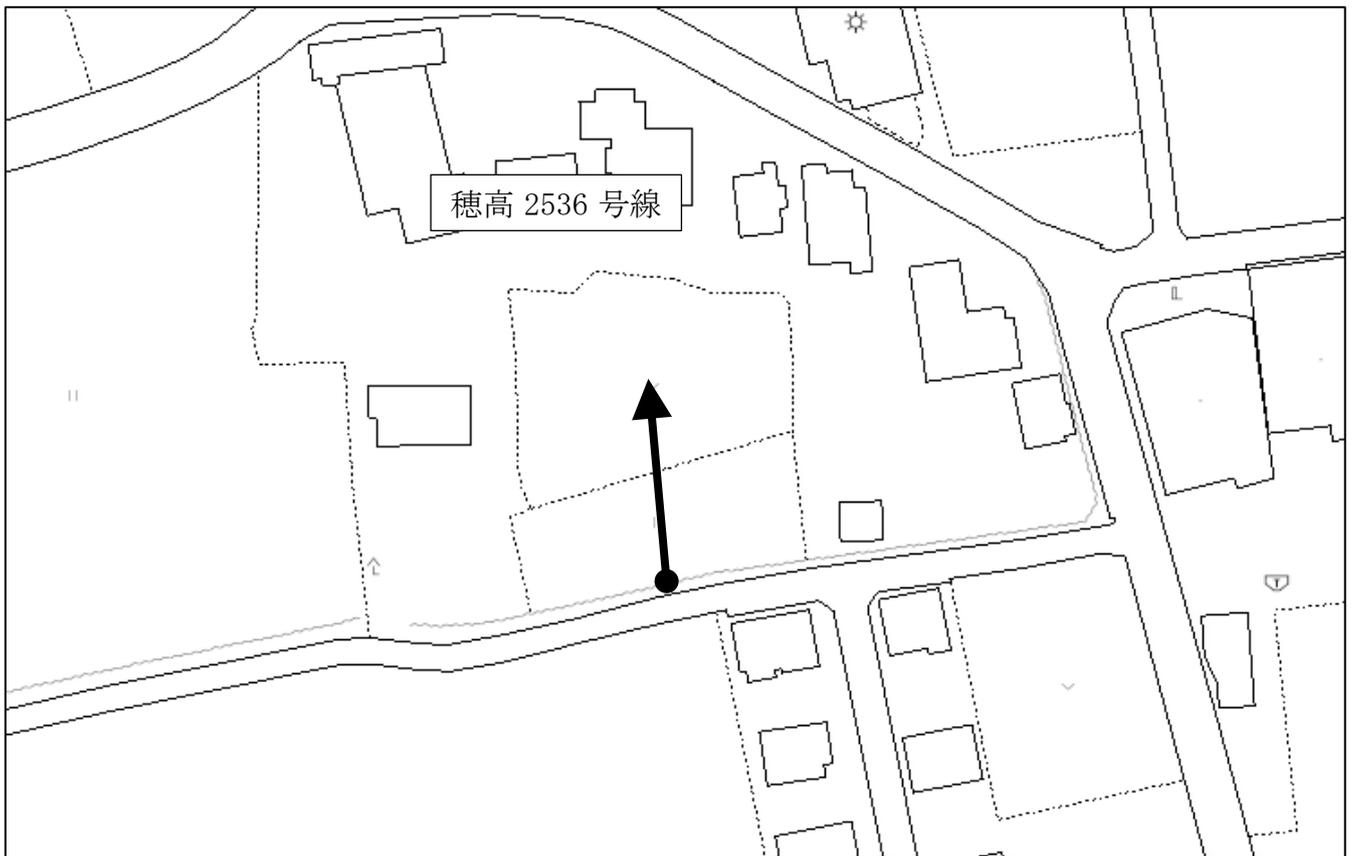
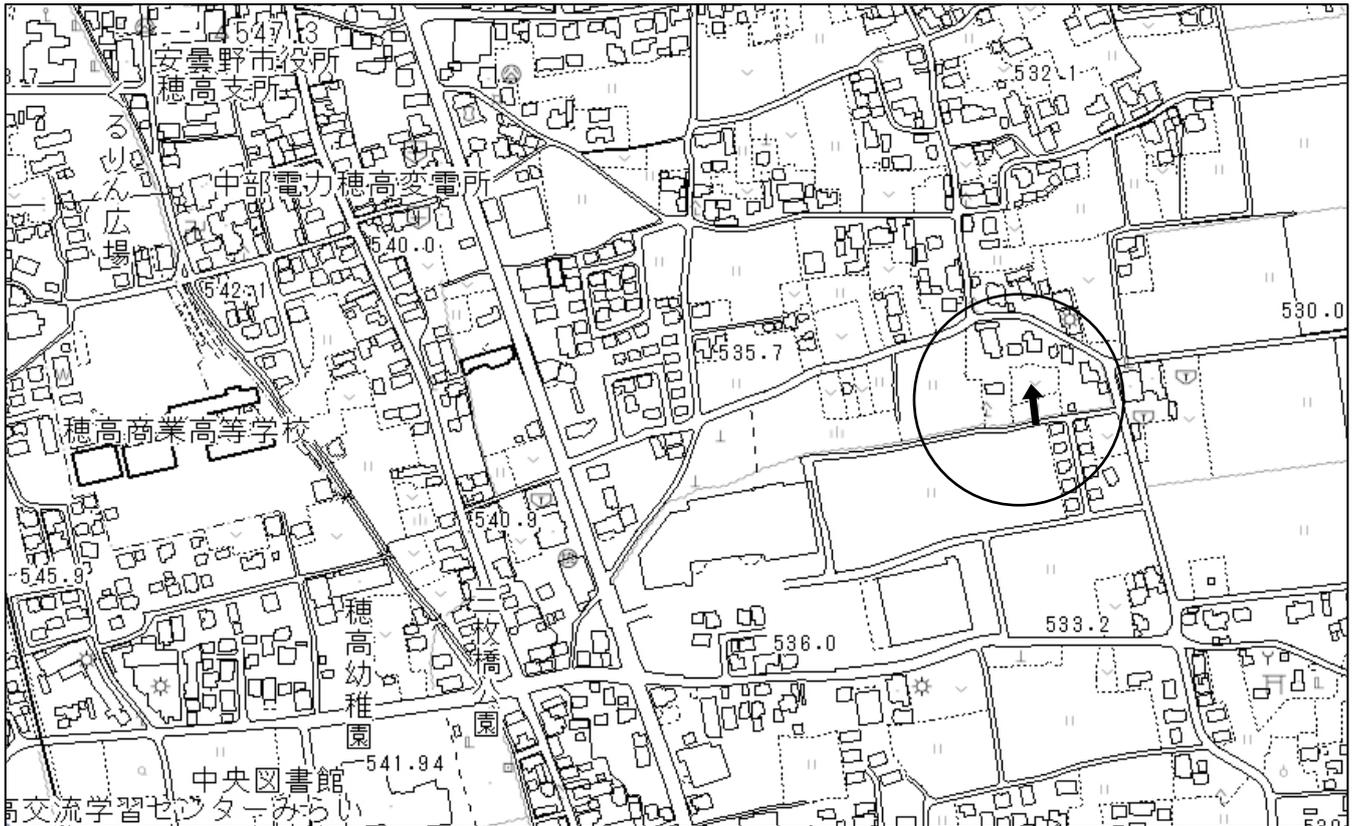
# 認定路線位置図

整理番号 1



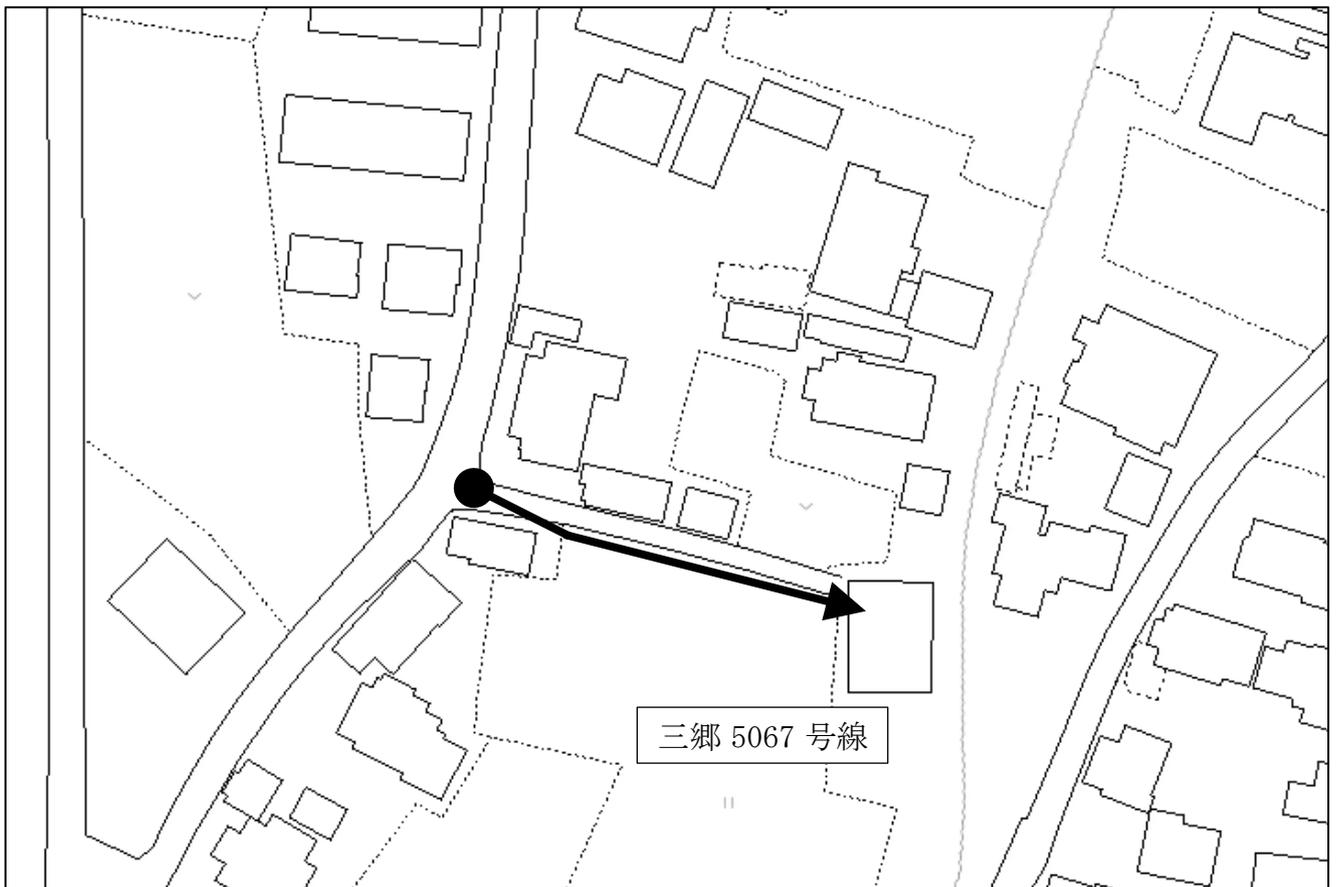
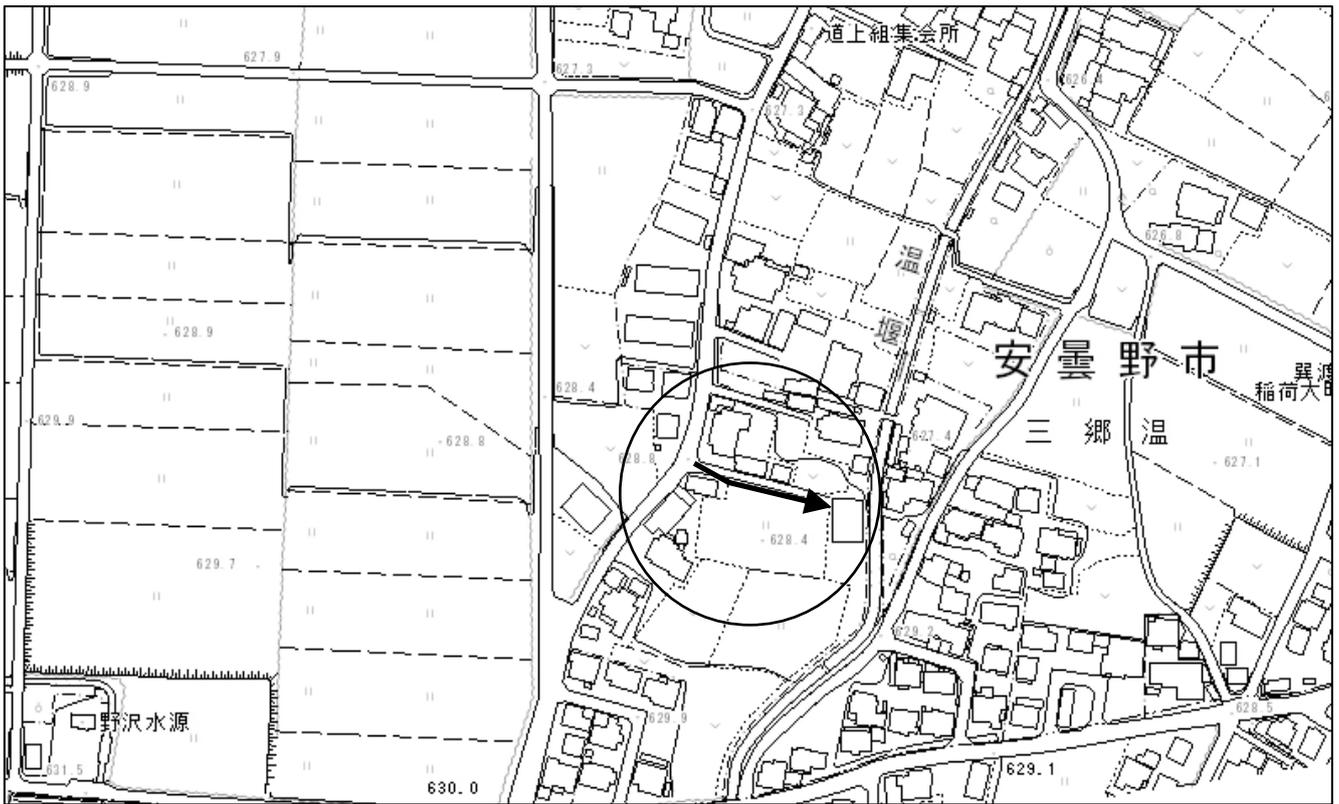
# 認定路線位置図

整理番号 2



# 認定路線位置図

整理番号 3



議案第114号

松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、令和6年4月1日から松本広域連合の処理する事務を変更し、松本広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和5年12月4日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

松本広域連合規約の一部を変更する規約

松本広域連合規約(平成11年長野県指令10地第1018号)の一部を次のように変更する。

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第5条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条及び第18条関係)

処理事務	経費	市村	負担割合	
			均等割	人口割及び実績割
1 松本地域の広域行政の推進に関する事務	全体事業費	松本市、塩尻市及び安曇野市	総経費の3/10に1/4を乗じて得た額	総経費の7/10に人口割を乗じて得た額
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務				
3 広域的な観光振興に関する事務				
4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務				
5 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務				
6 広域的な調査研究に関する事務				
7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判定実績割を乗じて得た額
8 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判定実績割を乗じて得た額

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、前年10月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口による。
- 2 「審査判定実績割」の算定基礎は、前々年度審査判定実績による。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。